

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 18 日

国土交通省住宅局

参事官関係法人 御中

国土交通省住宅局参事官

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了、
出勤者数の削減、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和 4 年 3 月 17 日の第 90 回新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置を終了することが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添 1～4 について周知の依頼があり、政府対策本部で示された方針を受けて開催された第 44 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添 5 のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴法人におかれましては、別添について了知いただくとともに、所属会員に対し別添の周知を行っていただきますよう、よろしく願いいたします。

(別添 1) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了について」

(別添 1 別紙 1) 新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示」

(別添 1 別紙 2) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 4 年 3 月 17 日変更)

(別添 1 別紙 3) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更

(令和 4 年 3 月 17 日)(新旧対照表)

以下別添 2～4、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡

(別添 2) 「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」

(別添 3) 「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

(別添 4) 「まん延防止等重点措置区域である都道府県全域におけるイベント開催等の取扱いについて」

(別添 5) 第 44 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部 大臣指示

(別添 6) 感染拡大防止に係る呼びかけについて